

(議案第10号) 二宮町教育支援委員会条例 正誤表

正	誤
<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 委員長は、必要に応じて委員会に構成委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。</p>	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>5 委員長は、必要に応じて委員会に構成委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。</p>